

○南城市外部公益通報事務要領

平成27年3月30日

告示第20号

(目的)

第1条 この告示は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に伴い、本市において外部の労働者からの法に基づく法公益通報を適切に処理するための必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

(用語)

第2条 この告示において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

(通報の窓口等)

第3条 外部の労働者からの公益通報に関する受付・相談に応じる窓口を市民部生活環境課に設置する。

(通報又は相談の処理に関与した者の責務)

第4条 通報又は相談（以下「通報等」という。）の処理に関与した者は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報等の処理に関与してはならない。

2 通報等の処理に関与した者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(通報対象者及び通報の範囲)

第5条 通報対象者及び通報の範囲は、法に定めるとおりとする。

(通報相談の処理等)

第6条 通報の相談を受けた場合には、相談内容を確認し、必要であれば所管部署と連絡をとり、公益通報に該当する場合には権限を有する行政機関を相談者に教示し、公益通報に該当しない場合には、その旨、相談者に伝え他の適切な相談窓口があれば案内するなどの対応に努めるものとする。

2 相談内容については、通報相談票（様式第1号）に記録し、必要に応じ所管部署に送付するものとする。

(通報の受付、処理等)

第7条 通報を受けたときは、通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報内容となる事実等を把握するとともに、通報者の秘密は保持

されることを通報者に対し説明するものとする。

- 2 通報の内容となる事実について、市が権限を有するときは、外部公益通報等受付票（様式第2号）を作成するものとし、権限を有しないときは、権限を有する他の行政機関を通報者に遅滞なく教示するものとする。
- 3 通報を法に基づく外部公益通報として受理したときは、受理した旨を、受理しないときは受理しない旨を通報者に対し、外部公益通報受理・不受理通知書（様式第3号）により遅滞なく通知しなければならない。

（調査の実施）

第8条 生活環境課長は、外部公益通報を受理したときは、必要な調査を行うとともに、外部公益通報事実調査依頼書（様式第4号）により事務を所管する所属長に調査を依頼するものとする。

- 2 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るとともに、個人情報を保護するため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。
- 3 事務を所管する所属長は、調査結果について、外部公益通報事実確認書（様式第5号）により生活環境課長に報告を行うものとする。
- 4 市長は、調査の進捗状況について、その内容を適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し適宜通知するよう努め、通報事実の調査を終了したときは、調査結果を速やかに取りまとめ、外部公益通報調査結果報告書（様式第6号）により遅滞なく通報者に通知するよう努めるものとする。ただし、通報者が報告を希望しない場合は、この限りでない。

（受理後の教示）

第9条 市長は、外部公益通報を受理した後、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが判明した場合は、行政機関教示書（様式第7号）により権限を有する行政機関を教示するものとする。

（措置の実施）

第10条 市長は、調査の結果、法令に基づく措置その他適切な措置が必要と認める場合は、速やかに措置をするものとする。

- 2 前項の措置をとったときは、その内容を適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、外部公益通報措置等報告書（様式第8号）により通報者に対し遅滞なく通知するよう努めるものとする。ただし、通報者が報告を希

望しない場合は、この限りでない。

(通報等関連資料の管理)

第11条 通報等の処理に係る記録及び関係資料については、南城市個人情報保護条例(平成18年南城市条例第8号)、南城市文書取扱規程(平成18年南城市訓令第3号)及びこれらに準じて定められている規定に基づき、適切な方法で管理するものとする。

(協力義務)

第12条 市は、外部公益通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。